

東京都立八王子西特別支援学校 学則

校長決定

第一章 総則

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法等の法令並びに東京都教育委員会決定による学校設置の基本理念と目指す生徒像に基づき、小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を施し、併せて障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための知識、技能等を養い、地域社会の一員として、社会参加・自立、貢献する人材の育成を目的とする。

■本校が目指す学校

児童・生徒の人権を尊重し、一人一人に応じた専門的な教育を推進することにより、豊かな人間性や社会性を育み、地域社会の一員として社会参加・自立できる人材を育成する。

特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域との連携の中で、共生社会の文化を地域に築くための理解啓発を推進し、児童・生徒の社会参加・貢献を促進する。

■本校の教育目標

- 健康な身体と豊かな心をはぐくむ。
- 個性を生かし、主体性をはぐくみ、生活する力を育てる。
- 自ら考え、判断し、表現して行動する力を育てる。
- 社会の一員として、働く意欲と自立する力を育てる。
- 仲間を思いやり、仲間と協力する力を育てる。

第2条 本校は、東京都教育委員会決定による上記の設置の基本理念と目指す学校像に基づき、自立と社会参加に向け、社会に貢献できる人材の育成を目指して以下の校訓を定める。

校訓は、「自律自啓」（じりつじけい）」

自律・・・外部からの支配や制御を受けずに、自身の立てた規範に従って行動すること
自啓・・・人から教えを受け、自ら情熱をもって進んで学ぶこと。

この精神には、児童・生徒が自立と社会参加、貢献に向けて、周囲から様々な支援を受けながら、目標に向かって、意欲的に情熱をもって学ぶ子供たちの姿を意味している。

第3条 本校の目指す学校像及び校訓に基づき、自立と社会参加・貢献できる人材の育成を目指して、以下の教育理念を定める。

教育理念 『わかって動く・考えて動く・責任を果たす』

第4条 「桑の実色」をスクールカラーとする。

日本の伝統色である。熟した桑の実のような暗い赤紫色のこと。桑の実を使って染められた色で、英名では『マルベリー』。絹をとるための蚕カイコの餌として古来より重要な果樹。古くから養蚕や織物が盛んであった八王子をイメージし、成長とともに変化する桑の実を児童・生徒の成長に重ねスクールカラーとした。

第5条 「タカオスマレ」を学校の花とする。

スマレの山といわれる高尾山を代表するスマレ。沢沿いの湿り気のある半日陰の林のふちなどを好んで咲いている。春から初夏にかけて白や紫等の可愛い小さな花を咲かせる。花言葉は「小さな幸せ」高尾山に囲まれた自然の中で、強くたくましく育ち、小さな幸せがたくさん積み重なることを願って「学校の花」とした。

本校には、次の教育課程を設け、障害の状態や発達段階に応じた指導内容・方法等の充実に努める。なお、高等部については、第二学年から教育課程を類型化する。

知的障害の教育課程

自閉症の障害特性に応じた教育課程

重度・重複の教育課程

第二章 校章、校歌、校服

第6条 本校設置の基本理念、目指す学校像、校訓、スクールカラー、学校の花等を踏まえ、校章、校歌、校服（標準服、体操服、作業服等）を別に制定する。

第三章 学級定数、校務分掌組織、学校運営連絡協議会等

第7条 本校の学級定数は、東京都教育委員会が別に定める。

第8条 本校の校務分掌組織については、校長が東京都立八王子西特別支援学校管理運営規定により別に定める。

第9条 外部評価を適切に取り入れるため学校運営連絡協議会を設ける。

第四章 教育課程、担任、週ごとの指導計画、個別の教育支援計画及び個別指導計画等

第10条 本校の教育課程は、特別支援学校等の学習指導要領並びに東京都教育委員会が別に定める基準、通達に基づき、校長が編成する。

第11条 本校では、学級に主担任を置く。

第12条 本校の教育課程を適正に実施するため、週ごとの指導計画を全ての教員が作成し、授業の実施前に承認を受けるものとする。

第13条 児童・生徒の教育的ニーズに的確に応じるため、個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成するものとする。併せて、個別移行支援計画を作成するものとする。

第五章 学期、授業日数、休業日、開校記念日

第14条 本校は、三学期制とする。ただし、個別指導計画の運用については、前期・後期の二期制とする。

第15条 本校の年間授業日数及び年間授業時数は、教育委員会が別に定める。

第16条 本校の休業日は、東京都教育委員会が別に定める。

なお、開校記念日は、10月2日とする。

第六章 学習の評価、課程修了、卒業

第17条 校長は、各教科等を履修した者の学習の成果を評価し、各教科等の目標からみて満足できると認められる者について、各学年の修了又は各学部の全課程の修了を認定する。

第18条 各学年の課程を修了したと認められる者には、校長が修了証明書を授与し、各学部の課程を修了したと認められる者には、校長が卒業証書を授与する。

附則

- ・ 本学則の施行上、必要となる細則は校長が別に定める。
- ・ 本学則は、令和2年4月1日から施行する。
- ・ 本学則は、学校教育法施行規則第4条及び第119条に基づく。